



## ご挨拶



平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。  
長く暑い夏が終わり、漸く清々しい季節となってまいりました。気力も体力も限界というところまで追い詰められた感もありますが、皆様、いかがお過ごしですか。

報道によりますと、コロナ明け、海外からの観光客数は 2019 年（コロナ前）の 85%にまで回復したようです。確かに最近の新幹線はグリーン車を含めて外国人利用者が増えました。観光客を迎えるには案内人の存在も重要で、コロナ禍で需要のなかった人たちが職場を離れてしまい、案内人を確保することが難しいと旅行会社の方が仰っていました。単に英語が喋れるだけではなく、その地の歴史や文化を知っていることが条件だそうです。

一方で、鳴りやまない海洋投棄への非難もあり、国際社会の秩序の維持の難しさを痛感します。戦争があちこちで勃発し、死傷者が多発している中、観光立国などと浮かれていていいのかとも思いますが、私たちにできることは何かという課題に真摯に向き合っていきたいと思います。平和で安心できる世界が一日も早く実現することを心よりお祈りいたします。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

### 第 36 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
\* 信託型ストックオプションの税務②
- 3 Tax Information  
\* クラウド会計のメリットとデメリット
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 FPの部屋  
\* 貯蓄から投資へ
- 6 独り言

## What's New 信託型ストックオプションの税務 ②

前号（第 35 号）では、ストックオプションとは何か、そして税制適格と税制非適格の違いについて整理しました。その上で、今年 5 月に示された信託型ストックオプションは税制非適格として取り扱うという国税庁の見解がなぜ波紋を呼ぶものであったのかを、今回解説致します。

### 信託型ストックオプションに対する国税庁の見解と影響

信託型ストックオプション（以下 SO）の仕組みについては本稿では省略しますが、信託型 SO を採用する IPO を目指すベンチャー企業が増えていたようです。当然、信託型 SO を採用した企業は税制適格 SO と思って導入したものと思われる。

しかしながら、冒頭の通り信託型 SO は税制非適格として取り扱うという国税庁からの見解が示されたため、信託型 SO を採用した企業に衝撃を与えることとなったのです。

繰り返しですが、税制適格か税制非適格かで最大で 20%と 55%の税率の差があり、得た利益額によっては相当の税額差が生じます。

### 今後の展開

その後、国税庁は 7 月 7 日に「ストックオプションに対する課税（Q&A）」を更新し、導入済の信託型 SO を税制適格 SO に該当させるための要件の詳細等を示しました。

影響の大きさと各界からの意見等も踏まえた国税庁の対応と想像していますが、信託型 SO を導入している企業においては上記 Q&A を基に税制適格を充たすべく検討、対応が必要になるのではないかと思います。

渋谷事務所 公認会計士・税理士 宇治 秀一郎

## Tax Information

## クラウド会計のメリット・デメリット

昨今、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応あるいはペーパーレス化について、クラウド会計の導入により解決できる！という情報をインターネット広告やテレビコマーシャル等で目にされた方も多いのではないかと思います。

そこで、今回はクラウド会計とは何か、そのメリット・デメリットとともにご紹介します。

## 1. クラウド会計とは

クラウド会計は、アプリケーションのインストールを必要とせず、インターネット環境上で帳簿入力や決算書作成といった会計処理を行うことができるサービスを指します。

従前は会計ソフトを利用するにはアプリケーションのインストールが必要でしたが、クラウド会計はインストール等の事前準備は不要で、どのパソコンからでもインターネットブラウザからアクセスすることができます。



## 2. クラウド会計のメリット

## ① データ入力の手間を削減

- 銀行やクレジットカード、電子マネーの入出金情報をクラウド会計へ API 連携することができます。これにより仕訳入力や残高管理を自動化・効率化することができます。また、POS レジのデータや給与計算ソフト、経費精算ソフトとの連携ができるクラウド会計ソフトもあります。
- さらに、インボイス制度に対応した請求書を発行する機能を有しているものもあり、請求書を発行すれば売掛金/売上の仕訳が自動起票される、売掛金台帳にも自動転記されるといった処理も可能です。帳簿入力に加え債権管理の効率化も期待できます。

## ② 人工知能 (AI) の活用

- クラウド会計の多くは、人工知能 (AI) が過去の操作履歴やスキャンしたデータの読み取り結果をもとに、勘定科目等仕訳入力に必要な情報を自動推測してくれる機能を有します。利用の都度 AI が学習するため、使うほど精度が向上していきます。
- インボイス制度に関しても、多くは適格請求書上の登録番号を自動で読み取る機能を有するため、インボイス制度対応としても作業効率化が期待できます。

## ③ 初期コストがかからない

- クラウド会計の多くは契約初日から利用できます。初期導入サービスも提供されていることが多くその利用には費用がかかりますが、会社が比較的小規模な場合や社内に利用経験者がいる場合には初期導入サービスを利用せずに十分活用可能です。
- 期間限定の無料プランを用意しているものもあります。銀行口座やクレジットカードが多数ある会社であれば、API 連携を行うだけでも、クラウド会計にログインすればすべての明細情報を閲覧できるという情報集約のメリットを享受できます。

## ④ いつでもどこでも利用可能

- クラウド会計の多くは Windows と Mac の両方に対応し、また一部機能はスマートフォンやタブレットでも活用でき、「ずっと外出しているため承認できない/してくれない」といったトラブルも防止できます。業務のリモート化も推進できます。
- さらに、どこでもアクセスできるということは、経理業務やその周辺業務のアウト

ソースも容易になることを意味します。

昨今、経理や財務等のバックオフィス人材の確保に苦慮されている会社も多いと思われます。また、せっかく外注業者を利用して見たのに、「財務情報をタイムリーに得られなくなった」「資料のやり取りの工数がかかる」等、思ったほどの効果を得られなかったというケースもあるかと思えます。クラウド会計であれば、アウトソース元も常に最新の情報を得られますし、連携機能が資料共有の手間を削減するので、アウトソースにあたっての問題を解決してくれます。

#### ⑤ 電子帳簿保存法に対応

- クラウド会計であればタイムスタンプ機能あるいは訂正削除履歴ログ保管機能により、電子帳簿保存法のスキャナ保存要件も満たしますし、電子取引データも電子のまま保存可能です。帳簿含めてデータはオンライン上に保管されますので、パソコンの故障によりデータが消えるといったことも生じません。
- 電子データは伝票との紐づけが明らかな状態で保管されるため、会計監査対応や税理士対応において資料をメール等でやり取りする手間を省略することができます。

#### ⑥ アップデートも自動

- 税法改正等が生じた際、従前型の会計ソフトでは手動で再インストールによるバージョンアップが必要でしたが、クラウド会計なら自動でアップデートがなされます。

### 3. クラウド会計のデメリット

#### ① ランニングコストがかかる

- 初期費用がかからない一方、毎月の月額費用が発生します。これは利用する限り継続して発生するため、初期とバージョンアップ時を除いて費用発生しない買い切り型会計ソフトと比較するとトータルコストは高くなる傾向にあります。

#### ② 一定の慣れが必要

- クラウド会計には、従前型の会計ソフトをクラウド化したもの（弥生会計クラウド、勘定奉行クラウドなど）と、既存会計ソフトの枠組みにとらわれずに ERP システムを標榜して開発されたもの（freee、マネーフォワードなど）に大別されます。
- 前者は従前型の会計ソフトとあまり変わらない一方、連携機能や学習機能という点は弱い傾向にあります。他方、後者は上述のクラウド会計のメリットを最大限享受できる一方で従前型の会計ソフトとは仕訳入力だけをみても仕組みが異なるため、経理に慣れている方にとって最初はむしろ扱いに苦労されることも少なくありません。逆に、後者は経理初心者の方でも十分に扱えるソフトともいえます。

#### ③ 規模の限界

- データがクラウド上に保管されるので、容量が大きくなればそれだけクラウド側のサーバー負荷もかかることとなります。仕訳数が毎月十万行を超えるような規模の場合、画面が固まってばかりで全然作業にならないということもあり得ます。

今回はクラウド会計のメリット・デメリットを紹介させていただきました。私自身は、一度クラウド会計に慣れてしまったらもう従前型の会計ソフトにはなかなか戻れない、それほどメリットが大きいと感じています。クラウド会計導入にあたって IT 導入補助金が利用可能なケースも多くあります。ぜひ一度導入をご検討されてはいかがでしょうか。

## Profile～職員スタッフ紹介

**齋藤 直哉** (さいとう なおや)  
 渋谷事務所所属 公認会計士

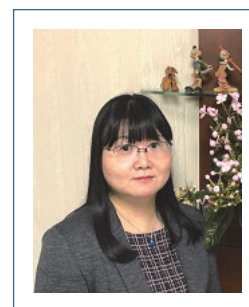


- ※ 1988年11月生まれ
- ※ 神奈川県横浜市出身
- ※ 慶應義塾大学商学部卒
- ※ 2011年に公認会計士論文式試験に合格後、大手監査法人に入所。約8年半在籍し、主に上場会社や上場準備会社の会計監査業務に従事。退所後3年間都内会計事務所に勤務したのち今年8月より税理士法人アークネットに勤務。

※ 趣味: お酒を飲むこと、競馬

※ 一言: お客様の良きビジネスパートナーであり続けることを信条として、自分に何が求められているかを常に考えながら行動していきます。

**岸本 慶子** (きしもと けいこ)  
 東京事務所所属

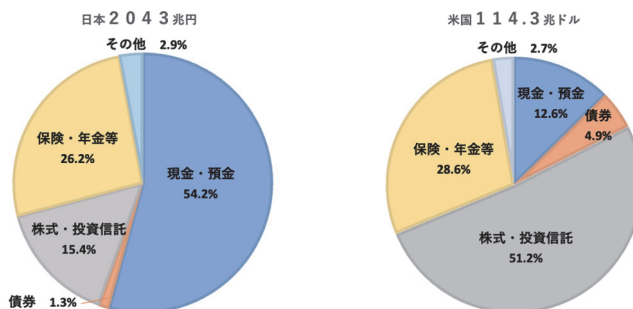


- ※ 1977年4月生まれ
- ※ 北海道札幌市出身
- ※ 都内会計事務所及び税理士法人にて約18年勤務したのち税理士法人アークネットに入社
- ※ 趣味: 読書

※ 一言: 前職での経験を活かしつつ、常に初心を忘れず自己研鑽に励んでいきたいと思っております。

## FPの部屋 ～貯蓄から投資へ～

皆さん、日本の家計において、最も多くの方が保有している金融資産は何だと思いますか？



※ 日本銀行調査統計局 2023年8月25日

「資金循環の日米欧比較」家計の金融資産構成を参考に作成  
 日本の家計の金融資産 2,043兆円のうち、現金預金が54.2%を占めており、米国の12.6%と大きく異なります。また株式・投資信託等の保有割合も米国と比べて違いが一目瞭然です。

2022年11月政府決定の「資産所得倍増プラン」では、日本の家計金融資産の半分以上を占める現金預金を積極的に投資へシフトすることにより、下記のような好循環を想定しています。



「資産所得倍増プラン」には7本柱の取組があります。中でも注目されている柱が、『NISAの抜本的拡充』と『iDeCo制度の改革』です。

安全な方法で資産を保有したいという反面、投資にも興味があるという方、多いのではないのでしょうか？

そこで、静岡事務所では本年12月に「新NISA・iDeCoの入門セミナー」を開催予定です(会場・オンライン 同時開催)。投資未経験者の方、既に投資をされている方も、投資について基礎から一緒に学びませんか？

1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP 設楽亜沙美

～～独り言～～ まだ先だと思っていたインボイス制度が10月1日から始まった。登録したほうがいいのか、しないほうがいいのか、そんな質問が次第に増え、それと同時に変な特例がなければ単純な取引も、とてつもなく複雑になることに気づいた。身近な例では、貸しビルを相続された3人のお子さんたち。相続は公平に3等分(共有)としたが、長男は個人で事業も行っているため登録事業者に、次男と三男はサラリーマンのため、免税事業者を選択した。さあ、店子さんはどうする？建物の謄本を取り寄せて、持分で按分し、長男分はインボイスあり、弟たちの分は免税という仕訳をするのか。経過措置でショックを和らげたつもりだろうが、かえって複雑なことを引き起こしている。飲み屋さんでお会計の時に貰った領収証にインボイス番号の記載がないこと理由に、消費税分を値切るという事態も起きかねない。せっかく飲んだ美味しいお酒がまずくなるので、酔った勢いで喧嘩を売るのはやめましょう！(税だけに、ごめんぜ～(ね～)で勘弁して下さい / By 店主) 文責: 野呂伸一郎

# ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-11-24 フォルテ5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所)